Q. 私は、開設・管理者として内科・小児科を標ぼうする個人医院を経営しています。当院では患者に対するカルテ開示の手続きは定めていませんが、患者本人からカルテ開示の請求を受けた場合には、申請書に必要事項を記入してもらい、実費を頂いた上でカルテを開示しています。ところが、今回、患者の委任状を持参した親族でない第三者から当該患者のカルテ開示請求を受けました。

このような場合, どのように対応したらよいでしょうか。

また,同様に親族外の第三者から治療経過等の説明を求められた場合にはどのように対応 したらよいでしょうか。

A. 患者本人から診療録の開示請求を受けた場合,以前は厚生労働省が定めた「診療情報の提供等に関する指針」等に従って,質問者のように自主的に診療記録の開示の請求に応じているところが多かったと思います。

しかし、今日では病院や医院は、個人情報保護法上の個人情報取扱事業者に該当しますから、同法により患者の診療記録(レセプトやカルテ)の開示をする義務を負います。すなわち、病院や医院は患者本人から請求を受けた場合、遅滞なく、診療記録を開示しなければならないのが原則です。

これに対し、今回の質問のように、患者本人以外の第三者、特に親族でない第三者が患者 に代わって開示を求めた場合に悩ましい問題となります。

このような場合,個人情報保護法では,原則として本人の同意を必要としています。また, 厚生労働省が定めた「診療情報の提供等に関する指針」では,本人以外に開示できる場合を

- (1) 患者に法定代理人*1がいる場合には、法定代理人。ただし、満15歳以上の未成年者 については、疾病の内容によっては患者本人のみ
- (2) 診療契約に関する代理権が付与されている任意後見人*2
- (3) 患者本人から代理権を与えられた親族及びこれに準ずる者
- (4) 患者が成人で判断能力に疑義がある場合は、現実に患者の世話をしている親族及びこれに準ずる者

※1 法定代理人:親権者,成年後見人など法律の規定による代理人

※2 任意後見人: 将来,認知症などによって判断能力が不十分となった場合に備えて,あらかじめ(患者)本人が 契約によって定めた後見人

と規定しています。

そうすると、今回の質問の場合でも、上記(1)~(4)に該当することが客観的な資料等で確認できた時は、カルテを開示することに問題はないでしょう。

もっとも、上記(1)~(4)に該当しない場合であっても、本人が窓口に来られない等の事情で、委任状を持参した第三者に対してカルテを開示しなければならないこともあります。そのような場合、委任状が真正なものかを含め、本当に本人の同意があるかは確実に確認しなければなりません。

確認の方法としては、①本人に直接電話や文書で意思確認をする方法、②委任状に本人の 自署と押印を求める方法、③②に加えて患者の本人確認資料(運転免許証等)の添付を求め る方法、④患者本人の押印を実印として印鑑証明の添付を求める方法が考えられます。④ま で求めれば万全ですが、実際にそこまで実施している医療機関は多くないと思います。まず は③の方法により、疑義がある場合には、①の本人に直接連絡をして確認するのが現実的だ と思います。

さらに,委任状を持参した第三者の身元も,例えば運転免許証やマイナンバーカード等の 写真付きの公的書類で確認する必要があります。

そして、本人の同意を確認することができ、委任状を持参した第三者の身元にも問題がない場合であっても、その場で開示はせずに、後日カルテを第三者本人の住所地に書留郵便で送付する等、慎重に行う必要があります。

まとめると,親族ではない第三者からカルテの開示請求を受けた場合,最低限,当該患者本人の意思確認と来院した第三者の身元確認を確実に行うように心得ておいて下さい。

最後に、治療経過等の説明を求められた場合にも、本人の同意の確認と委任状を持参した 者の身元を確認することは、カルテ開示と同様です。そして、説明の際には本人を立ち会わ せることができればよいと思います。

【参考文献】

- ・ 診療情報の提供等に関する指針 厚生労働省 (平成15年9月12日付け医政発第0912001号)
- ・ 日本医師会 編著. 診療情報の提供に関する指針 第2版. 東京: 日本医師会; 2002.

【メディカルオンラインの関連文献】

- ・ 第12回 診療録の開示義務と個人情報保護法 カルテ開示に関する判例***
- ・ 法律 遺族への死亡診断書やカルテの開示義務はある?***
- ・ 開示に耐えうるカルテの書きかた**

「*」は判例に対する各文献の関連度を示す。